デンマークから日本向けに輸出される家きん肉等の一時輸入停止措置について

令和２年 11 月 20 日

令和２年 11 月 17 日、デンマークの肉用種鶏農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）の発生が確認されたことから、同国から日本向けに輸出される家きん肉等について、下記のとおり輸入が停止されました。

記

１　一時輸入停止措置の対象地域及び対象品目

（１）デンマーク全土から日本向けに輸出される家きん肉、臓器等及びこれらの加工品

（２）デンマーク全土から日本向けに輸出される家きんの卵（試験研究用に供される種卵は除く。）及びその加工品

ただし、令和２年 10 月 24 日以前にと殺又は採卵された（１）及び（２）の品目であり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであること（令和２年 10 月 24 日までに加工、梱包まで終了していることが必要）をデンマーク政府が証明しているものについては、輸入停止措置の対象外とする。

２　輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

ただし、令和２年 10 月 24 日以前に生産された羽毛であり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであることをデンマーク政府が証明しているものについては、鳥インフルエンザの観点からは消毒の対象から除外する。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラ発生地域から輸入される羽毛については、引き続き、消毒の対象とする必要があるので留意されたい。